

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十七号

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の下に「助言その他の」を加える。

第六十二条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。」が「を」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が「に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「以下同じ。」を基準該当児童発達支援事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指

定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第六十二条の二第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第一百七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第一百七十一条」を加える。

第七十四条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一以上
- 二 看護師 一以上
- 三 児童指導員又は保育士 一以上

四 機能訓練担当職員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上

第七十七条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

第七十九条中「第三十七条まで、第三十九条から」、「及び第七十一条」及び「第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条」とを削り、「第七十一条第六号」を「第三十八条第六号」に改め、「第七十一条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第八十一条の次に次の一条を加える。

（利用定員）

第八十一条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第八十二条中「第三十七条まで、第三十九条から」、「第七十一条」及び「第七十七条」を削る。

第九十一条第一項中「から第三項まで」を「第二項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。